

令和2年度
事業計画

社会福祉法人鳥取県共同募金会

令和2年度事業計画

【共同募金運動を巡る情勢】

「国民たすけあい共同募金」として昭和22年に社会福祉の復興から始まった共同募金運動は、本年で74回目を迎える。

その間、それぞれの時代に求められた福祉課題や地域福祉の推進のため、住民相互のたすけあいを基調に共同募金運動が展開されてきたが、募金方法や助成内容が固定化し、課題解決のための運動としての意識や取り組みが薄れ、寄付者からその実態が見えにくくなっていると指摘されており、募金総額はこの25年間、減少の一途をたどっている。今後もこのまま減少が続けば地域福祉の推進に必要な助成額の確保が困難となる。

一方で、生活困窮者自立支援制度、子ども・子育て支援制度が始まり、また、介護保険制度や社会福祉法人制度の見直し、さらには今般の新型コロナウイルス感染症予防対策の影響など、社会課題は多様化、複雑化し、課題解決のための活動や資金ニーズが拡大してきている。

さらには、毎年のように発生する豪雨災害など、被災地域での災害ボランティア活動支援のために災害等準備金による支援制度が重要な役割を果たしている。

このような中、平成28年2月、中央共同募金会企画・推進委員会から、「参加と協働による『新たなたすけあい』の創設」と題して、70年答申が決定され、答申された。本答申は、60周年答申の方向性を踏まえつつ、共同募金運動の再生に向け、組織や助成、募金のあり方等の計画的な見直しを要請している。これらの内容は県共同募金会、市町村共同募金委員会関係者共通の最重要課題であり、その実現をめざし真摯に取り組んでいく必要がある。

また、社会福祉法の改正に伴い、組織の強化、事業運営の透明性の向上、財務規律の強化、地域における公益的な取り組み等、公益性・非営利性を確保する観点から制度を見直したところであり、さらに地域社会に貢献する法人として事業を展開していく必要がある。

【事業方針】

70年答申では、答申の内容に沿って実行計画を策定し、具体的な数値目標を設定して、定期的に進捗状況を確認しながら、具体的な取り組みを実施す

ることを要請している。

この答申を推進するための「答申の推進方策」では、具体的な取り組み内容と目標が示されており、本会は平成30年度鳥取県共同募金会実行計画を策定し、市町村共同募金委員会と連携してこれらの取組や目標を推進していくこととする。

また、今般の新型コロナウイルスの感染予防や拡大防止に配慮するとともに、地域における福祉活動を支援するための取組みを、次のとおり継続して実施する。

募金については、一般募金の約8割を占める戸別募金について世帯数の減少などの影響も懸念されるが、今後も引き続きこの取り組みを維持しつつ、募金増額を図るため、「寄付付き商品」の取扱い企業の開拓や福祉団体が寄付者に用途を直接訴え、地域福祉課題を解決する「用途選択募金」等の新たな手法を促進する。

助成については、社会的孤立の解消や生活困窮者等への支援を進めるため、全国共通助成テーマの推進を図るとともに、福祉ニーズに基づいた事業を積極的に計画する。

また、鳥取県中部地震災害などの突発的な災害に備えるための災害等準備金制度の周知及び災害発生時に的確に対応するための災害支援制度の研修等を行う。

広報啓発については、募金目的や助成内容を住民にわかりやすく公表し、募金運動に対する住民の理解と参加を促進するとともに、地域福祉の課題解決に向けて、市町村共同募金委員会と本会が連携・協力して、次の事業を実施する。

1. 適正な組織運営

県民に対する説明責任を果たし、地域社会に貢献する法人として、積極的に情報提供・公開を行って事業運営の透明性の向上を図り、本会の適正な会務の運営等を行う。

(1) 役員会等の開催

- ・理事会 年3回
- ・評議員会 年3回
- ・監事会 年1回
- ・評議員選任・解任委員会 年2回
- ・配分委員会 年4回（小委員会 1回開催含む。）

(2) 中央、ブロック会議等への参加

- ・ 中央共同募金会関係
 - ①評議員会の出席（年2回）
 - ②常務理事・事務局長会議の出席（年2回）
 - ③職員研修の参加（年2回）
 - ④赤い羽根全国ミーティングの参加（年1回）
- ・ 中国四国ブロック関係
 - ①常務理事・事務局長会議の出席（年1回）
 - ②職員会議の出席（年1回）

(3) 市町村共同募金委員会との連携

- ・ 70周年答申鳥取県共同募金会実行計画・市町村募金委員会への相談対応・情報提供のための訪問（6市町村）
- ・ 市町村共同募金員会担当者会議・研修会の開催（年2回）
- ・ 運動推進のための募金運動資材の作成・購入
- ・ 広報運動グッズ・資材（着ぐるみ「愛ちゃん」、綿菓子機等）の貸出
- ・ 市町村共同募金委員会の法人募金の推進支援
- ・ 「寄付付き商品」（企業の社会貢献活動）取扱い企業の開拓

2. 募金活動の推進

共同募金は、地域の福祉のための募金と助成に関する計画を立てて、事前に使いみちや集める額（目標）を定め、「地域をつくる住民を応援する」募金運動として展開する。

また、中央共同募金会が主唱する全国共通助成テーマであり、現在課題となっている社会的孤立の解消に向けた募金活動への展開につなげるため、地域ニーズや課題の掘り起しを行い、募金運動の期間拡大を活用した「使途選択募金」やインターネットを通じた地域選択募金「ふるさとサポート募金」などの手法を取り入れて募金運動を推進する。

(1) 一般募金の取り組み

- ・ 一般募金の約8割を占める戸別募金について、引き続き重点的に取り組むとともに、一般募金の1割強を占める法人募金の増額を図るよう取り組むこととする。

(2) 募金運動の期間拡大の取り組み

- ・ 「使途選択募金」の手法により、県内の福祉団体が主体となり福祉課題解

決のため使途を寄付者に直接訴える募金活動を行い、寄付金を当該団体に取り組む地域福祉課題の解決のための事業に助成する。

【募金運動の期間拡大】 令和3年1月1日～3月31日

(3) ふるさとサポート募金の取り組み

- ・ 中央共同募金会ホームページによるインターネットを通じたクレジット決済の寄付の仕組みを活用して行う。
- ・ 県市町村及び高齢者・障がい者等の寄付先の指定及び分野の使途指定が可能な募金手法で実施する。
- ・ 市町村共同募金委員会助成計画の中から特定の事業を「地域課題テーマ」として取り上げ、また、本会の「寄付グッズ」を活用し、ホームページを通じて不特定多数の層へ募金を呼びかける。

(4) 税制上の優遇措置の取扱い

- ・ 寄付者に対する領収書の発行を行う。
- ・ 寄付金に係る税制上の優遇措置（寄付金控除及び寄付金税額控除並びに 損金算入制度）の周知に努め、募金の促進を図る。

【租税特別措置法改正に伴う税額控除に係る鳥取県の証明有効期間】

平成29年6月23日～令和4年6月22日まで

3. 寄付金の助成

寄付者の負託に応え、地域福祉の一層の推進に寄与するため、鳥取県社会福祉協議会の意見を聴き、また、共同募金委員会が策定する共同募金推進計画を踏まえ、福祉ニーズに基づいた効果的な助成計画を立てる。助成にあたっては、使途内容等の結果を公表し、透明性の向上を図る。

歳末たすけあい（地域歳末、NHK歳末）については、共同募金委員会と社会福祉協議会等の関係機関・団体が協調して推進する。

なお、大規模災害（災害救助法の適用等）時の被災者支援ボランティア活動のための災害等準備金の配分については、中央共同募金会及び中国ブロック共同募金会と連携協調して実施する。

(1) 一般募金助成

- ・ 共同募金委員会の募金額の70%を地域助成枠として、共同募金推進計画を踏まえて決定された助成計画に基づいて助成する。

- ・ 共同募金委員会の募金額の30%と本会の募金額を加えた額を広域助成枠として、決定された助成計画に基づいて民間社会福祉施設、県域民間福祉団体等に助成する。

(2) 歳末たすけあい運動

- ・ 新たな年を迎える時期に、誰もが地域の一員として参加できる様々な福祉活動等を推進するため、組織的・計画的な運動として共同募金委員会と社会福祉協議会等の関係機関・団体が協調して募金活動を行い、集まった寄付金を決定された助成計画に基づいて助成する。

【地域歳末たすけあい運動】 令和2年12月1日～12月31日

【NHK歳末たすけあい運動】 令和2年12月1日～12月25日

(3) 使途選択募金助成

- ・ 募金運動の期間拡大を活用して「使途選択募金」の手法により、県内の福祉団体が主体となり、共同募金会と協働して、使途を寄付者に直接訴える募金活動を行う。集まった寄付金を当該団体が取り組む地域福祉課題の解決のための事業に助成する。

(4) 全国共通テーマ助成

- ・ 社会福祉協議会等と連携を図り、社会的孤立の解消に向けた事業に助成する。

【テーマ】「地域から孤立をなくそう

～みんなが社会の一員として包み支え合うしくみづくり～」

(5) 本県出身者のハンセン病療養所入所者へのお見舞い

- ・ ハンセン病療養所入所者を訪問するなど本県出身の入所者にお見舞いをし、慰霊塔等の参拝を行う。

【本県出身者】 全国4施設に7名入所

【療養所訪問】 令和2年10月 岡山県「長島愛生園」「邑久光明園」

(6) 災害見舞金の交付

- ・ 平時の災害等により住家を全焼、半焼等、また世帯員が死亡した場合に、その世帯の援護のため市町村共同募金委員会を通じて見舞金を交付する。

【半焼、半壊、半流出以上】 1世帯当たり 20,000円

【死亡者】 1人につき 10,000円

(7) 災害等準備金積立金取崩し金助成

- ・ 積み立て後3年が経過して取り崩した災害等準備金取崩し金を、本県における福祉の総合的な緊急に即応する事業の推進のために、災害等準備金積立金取崩し金助成事業方針に基づいて助成を行う。

(8) 共同募金以外の寄附金による助成

- ・ 企業の創業記念日等にあわせた社会貢献としての寄付を、共同募金の期間以外の時期においても受け入れ、共同募金の審査機能を通じて民間の社会福祉事業に助成する。

①共同募金期間以外の受配者指定のない寄付金による助成企業等が社会貢献としての寄付を共同募金運動期間以外の年間いつでも受入、助成額、助成する対象、助成地域等について寄付者の意向があれば、寄付者との協議の上、その意向を踏まえた上、施設・団体等に助成する。

②受配者指定寄付金による助成

寄付者が特定の受配者を指定して、受け入れた寄付金を受配者が社会福祉施設整備費の法人負担金、又はそのために受けた融資に対する償還金に充当するために配分する。

③社会福祉法人（特定公益増進法人）寄付金による助成

企業等から指定寄付金制度による手続きを希望しない寄付金を受け入れ、助成にふさわしい妥当性を持った社会福祉を目的とする事業に助成する。

(9) 助成事業・申請事業の調査

- ・ 適正な助成を行うため、申請事業の計画内容の詳細及び助成事業の実施状況並びに整備された物品等の使用状況等について、調査、確認する。

書類審査の実施

施設等実態調査の実施

施設等実態調査審査会の開催

4. 広報啓発の活動

共同募金の目的を積極的に周知するとともに、県民の理解と共感が得られる分かりやすい広報活動を、運動資材等を効果的に活用し展開する。

(1) 共同募金運動初日行事

- ・ 募金運動の開始を告げる初日行事の一環として厚生労働大臣、中央共同募

金会長のメッセージの伝達を行うとともに、街頭募金を実施し、運動に対する理解と協力を呼びかける。また、市町村共同募金委員会が中心となり、各地で街頭募金活動等を実施する。

【初日行事の実施】 令和2年10月1日

(2) 「募金ボランティア活動の手引き」の作成

- ・ 募金運動の趣旨、運営、組織、使途等について要点をわかりやすくまとめた手引きを作成して、募金活動の協力ボランティアに配布し、円滑な運動実施のために活用する。

(3) 広報・運動資材の作成・活用

- ・ ポスター、赤い羽根、学校用組立式募金箱などの運動資材を作成・購入し募金運動に活用する。
- ・ 本会オリジナルのバッジなどの募金グッズを作成し、募金の推進を図る。
- ・ 広報と啓発を目的に運動マスコット着ぐるみ「愛ちゃん」の貸出を行う。
- ・ 募金目標額、助成の使途を掲載した戸別配布用チラシを市町村ごとに作成し、募金協力の理解促進を図る。

(4) 報道機関へテレビ・ラジオスポット放映・放送の素材提供

- ・ 中央共同募金会作成のビデオ・DVD等のメディア広報資材を各報道機関へ提供し、放映・放送してもらい、募金運動の周知を図る。

(5) 地方新聞紙への広告掲載

- ・ 募金運動の普及・啓発及び助成内容の公表並びに県民への幅広い募金の呼びかけを行うため、地元新聞紙へ広告を掲載する。

新聞掲載の回数 年2回

(募金目標額・助成計画額、募金実績額・助成内訳)

(6) ホームページへの掲載

- ・ 助成情報、募金実績、災害義援金情報の掲載など年間を通じた情報発信を的確に行う。

(7) 中央共同募金会赤い羽根データベース「はねっと」の活用

- ・ 全国の共同募金情報等が入力されているデータベース「はねっと」により、寄付者等に市町村共同募金委員会及び本会の募金目標額・実績、助成計画額・決定額などの情報提供を行うとともに、全国の統計情報を活用する。

5. 企業との連携強化

- ・ 中央共同募金会、市町村共同募金委員会と連携し、社会貢献を意図した寄付金や「寄付付き商品」を取り扱う企業の開拓を行う。
 - 「自動販売機」を活用した募金寄付の実施
 - 「寄付付き商品」取扱い企業の開拓
- ・ 鳥取県商工会議所連合会等経済団体に依頼し、傘下の会員企業の寄付の協力を求めるなど、募金運動の推進を図る。

6. 災害等準備金及び災害たすけあい運動

- ・ 大規模災害（災害救助法の適用等）の発生に対応する災害等準備金を社会福祉法で定められた範囲内で積立を行い、これに該当する大規模災害が発生した場合は、その一部又は全部を拠出し、被災地域における災害ボランティア活動等の支援を行う。
- ・ 大規模災害の発生時には、関係機関と連携し義援金募集を行う他、県外の災害に対しては、全国的運動に呼応して、災害たすけあい運動（義援金の取次協力等）を実施する。
- ・ 被災県共同募金会に対する支援体制の必要性が発生した場合は、当該共同募金会への支援を中央共同募金会及び中国ブロック共同募金会と連携して実施する。
 - 【準備金の積立】 募金実績の3%を毎年度、3年間積み立てる。
 - 【準備金の拠出】 本県又は国内において災害が発生し、拠出が必要となった場合は、「災害支援制度運営要綱」「災害支援制度実施要領」「災害支援制度の細目及び基準」に基づき迅速かつ、適切に支援を実施する。

7. 調査研究の実施

運動内容の統計化と現状分析に努め、募金及び助成の改善向上に努めるため、「共同募金推進検討委員会（仮称）」を設置し見直し検討を行う。

- ① 運動の実施状況等実態の分析を行い、運動推進の企画、立案に資する。
- ② 各県の資料及び情報を収集、分析する。

8. 顕彰事業・見舞金

(1) 表彰・感謝の贈呈

- ・ 共同募金運動の推進に功績のあった個人・団体及び高額寄付者に対して、表彰状又は感謝状の贈呈を行う。

【県民総合福祉大会】 令和2年9月17日（木） 倉吉市

(2) 表彰・感謝の推薦

- ・ 県知事及び中央共同募金会会長、厚生労働大臣への顕彰候補者の推薦を行う。

(3) 奉仕者事故見舞金

- ・ 中央共同募金会奉仕者事故見舞金規程に基づき、共同募金運動の奉仕者及び共同募金委員会の役職員が、奉仕活動を原因として、負傷し、もしくは疾病にかかり、又は死亡した場合に、その者の被害の程度に応じて見舞金を贈呈する。

【傷病見舞金】

奉仕活動従事者が負傷し又は疾病にかかった場合、その者に対し贈呈

- ・ 入院の場合

10日以内 1日につき 2,000円

11日以上 20,000円+1日につき3,000円加算

- ・ 通院の場合

通院日数を2で除して得た日数を入院期間とみなし、入院の場合と同様の取扱いを行う。

【遺族見舞金】

奉仕活動従事者が死亡した場合、その者の遺族に対し贈呈

- ・ 遺族見舞金 50万円

9. 民間資金助成事業の実施・協力

(1) 中央競馬馬主社会福祉財団の助成事業の推薦

- ①助成事業推薦委員会の開催
- ②本県助成枠に対する推薦
- ③助成決定団体に対する助成事業説明会の開催
- ④助成事業監査の立会
 - 施設改修・修繕助成
 - 備品・物品購入助成
 - 車両整備助成

(2) 車両競技公益資金記念財団の助成事業の推薦

- ①助成要望事業に対する書類審査・現地の調査
- ②助成対象条件に該当する団体の推薦
 - 社会福祉施設等（保育所）整備助成
 - ボランティア活動推進事業助成